

☆作業手順【交通規制 後尾警戒作業】

		内 容	留 意 事 項
①準備工	服装・保護具の確認		
		ヘルメット・制服については、公安委員会に届け出ているものを使用。(警備業の場合) 滑り止め付き手袋・安全靴・自発光チョッキ(夜間に限る)・警笛・しらすんだ一受信機を装備。	準備作業時においても、ヘルメット・安全靴・滑り止め付き手袋を着用する。 高視認性作業服以外の場合は、昼間も安全チョッキの着用が必要。
		規制機材の準備・積み込み・電光規制材の点灯確認	
		必要な規制材をトラック等に積載する。 電光規制材は、出発前に点灯確認し、事前に電池交換などを行っておく。 後方のLED標示等が適切に点灯するか、始業前点検を行う。 特にラバーコーンの積載高さには規定があるので、それ以上の高さとならないようにする。 飛散防止対策を確実にする。	荷台にバランスよく積載する。 ラバーコーン高さは、あおり両端は10本以下・あおり真ん中では15本以下とする。 ロープ掛け・飛散防止ネットの完全着用。
②規制作業の警戒	作業打合せ		
		危険予知活動(KY)の実施 停止位置や連絡先の確認。 業務用プレート確認	安全ミーティング日報に基づき実施。 停車する位置・注意点・各車の連絡先確認。 当日の、使用区間の確認と業務用プレートの通行可能ICの確認。車番の確認。
		その他	
③停車		トラックの運転については、急ハンドルや急ブレーキを行うことが内容に注意する。	車線変更は、手前から徐々に車線変更を行う。急ハンドルは行わない。
		予告標識設置時の警戒	
④渋滞報告など		予告標識設置中は、『作業中右矢印』などの警戒標示を点灯し、前方作業の警戒を実施する。	規制作業班とは、距離をとり追従すること。
		停車	
⑤規制作業の警戒		飛散防止ネット・ロープを取り外す。 路肩等へ停車後、後方に規制材を配置する。 車両から60m後方から、光っこ付きラバーコーンを20m間隔で4本設置。 車両前方外側線内側に、光っこ付きラバーコーンを1本設置。 ラバーコーンの間に矢印板3枚を20m間隔で設置。 ハンドル切り・輪止めを必ず行うこと。	車線側の作業は、最低限とし一般車の動向をよく確認する。 停車位置は、80条協議のとおりとするが、線形を考慮し極力安全な場所へ停車する。 設置撤去作業時、1名は交通監視を行うこと。 ※車線確保し、作業終了時は矢印板等規制材を撤去する。
		洗滞報告など	
		規制による洗滞が発生した場合は、一宮管制センターへ状況の報告を行う。 (洗滞発生・洗滞延伸・洗滞縮小・洗滞解消など)	デジタル無線または電話で、管制センターへ報告する。 一宮道路管制センター：0586-76-1138
		予告標識撤去時の警戒	
		予告標識撤去中は、『作業中右矢印』の標示を点灯し、前方作業の警戒を実施する。 ※別途看板車に、規制の標識車が追従する場合は、離脱する。	規制作業班とは、距離をとり追従すること。

【留意事項(全般)】

- ☆規制材を本線で落下させないよう、必ず飛散防止ネットロープ等の対策を行う。また、飛散するものが無いか離脱前に車両を確認すること。
- ☆降車時は、極力路肩側から乗降車する。